

## 長野ろう学校同窓会会則 (現行：参照)

- 第 1 条 本会は、長野ろう学校同窓会と称し、事務所を同窓会館におく。
- 第 2 条 本会は、母校同窓生を会員とし、元教職員および現任教職員を賛助会員とする。同窓生は幼稚部修了以上のものとする。
- 第 3 条 本会は、会員の相互親睦を図り、母校の発展に寄与することを目的とする。
- 第 4 条 本会の事業は、次のとおりとする。
- 1 母校教育活動への支援・協力
  - 2 会員相互の親睦・交流
  - 3 同窓会館の管理運営
  - 4 会報「同窓だより」の発行
  - 5 研修・視察
  - 6 その他適当と認める事項
- 第 5 条 会員は年額 2,000 円の会費を納めるものとする。夫婦会員は年額 3,000 円を納めるものとする。重複障害者の同窓生の会費は免除とする。賛助会員は、任意により賛助会員金年額 1,000 円を納めるものとする。
- 第 6 条 会員は自己または他の会員の動静を遅滞なく同窓会事務所へ通報する義務をもつものとする。
- 第 7 条 本会は次の役員をおく。
- 1 会長 1 名(本会を代表し、会の運営を司る。)
  - 2 副会長 1 名(会長を補佐し、会長事故ある時職務を代行する。)
  - 3 事務局長 1 名(会長、副会長を補佐し、幹事のとりまとめをする。)
  - 4 幹事 若干名(会務を分担し執行する。)
  - 5 監事 2 名(会計事務を監査する。)
  - 6 相談役・顧問 若干名(会長の諮問に応ずる。)
- 第 8 条 役員を選出は次のとおりとする。
- 1 会長、副会長、事務局長、幹事、監事は総会において会員の中より選出する。
  - 2 役員に変更が生じた場合は、役員会において推薦し会長が任命する。
  - 3 相談役、顧問は役員会の推薦による。
- 第 9 条 役員選挙にあたっては、選挙管理委員として相談役(2 名)で選挙の運営にあたる。
- 第 10 条 役員任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- 第 11 条 本会の会議は、総会、役員会とする。本会の決議機関は総会とする。総会の議案は役員会で起案し、総会で承認を得る。
- 第 12 条 定期総会は毎年 1 回開催し、必要に応じ臨時総会を開くことができる。
- 1 会則の改廃及び細則の制定、改廃の承認
  - 2 事業報告・事業計画・会計決算・予算の承認
  - 3 役員選任の承認
  - 4 その他、会長が附議した事項
- 第 13 条 役員会は随時に開催し、会務の執行について協議する。
- 第 14 条 総会は一般会員(会費納入者)の 4 分の 1 の出席をもって成立する。なお、委任状により出席に替えることができる。賛助会員は総会に出席することはできるが議決権は持たない。
- 第 15 条 議決は総会出席者の過半数の賛成を必要とする。ただし、同数の場合は総会の議長が決定する。役員会は 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。
- 第 16 条 本会の会計年度は、毎年 3 月 1 日より 2 月末をもって成立する。
- 第 17 条 本会の改廃は、役員会において協議し、総会の承認を経なければならない。
- 第 18 条 本会会則は昭和 24 年 4 月 1 日に制定し、昭和 43 年 7 月 7 日に改正し、昭和 58 年 4 月 24 日、平成 4 月 26 日、平成 6 年 4 月 21 日、平成 9 年 4 月 27 日、平成 15 年 6 月 29 日、平成 19 年 4 月 29 日に一部改正し、施行する。
- 付 則 第 2 条、第 5 条、第 13 条は、平成 19 年 4 月 29 日一部改廃し、施行する。  
第 5 条は、平成 28 年 4 月 24 日に一部改正し、施行する。